

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により桜井市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 チェリータウン桜井

所在地 桜井市大字上之庄二七八―一

二 桜井市から聴取した意見の概要

1 当該店舗所在地は、桜井西小学校及び桜井西中学校区の通学路になっているため、登校時間帯には、従業員の通勤車両の運行、搬入車両の運行及び来客自動車の誘導に関して十分注意し、安全確保を図ること。

2 地元区長をはじめ近隣関係住民と変更事項について協議をし、後日苦情がないようにより了解を得ること。また、周辺環境が悪化することのないよう、関係諸法令を遵守するとともに、万一苦情が発生した場合は、事業者の責任において誠意をもって迅速に解決に努めること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十四年七月二十四日から同年八月二十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで